

浜坂町・温泉町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、浜坂町・温泉町(以下「2町」という。)からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に関する経費をもって歳出とするものとする。

(予算の調製等)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに2町の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を2町の長に申出るものとする。

2 前項の申出に基づき、2町の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

3 前項の規定により補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第2項の規定を準用する。

(予算の款項の区分及び目の区分)

第5条 歳入予算の款項の区分及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款項の区分及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項の区分及び目の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会事務局職員のうちから出納員を命じることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算の調製等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の会議を経たときは、当該決算の写しを2町の長に送付しなければならない。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関することについては、浜坂町の財務規則の例による。

附 則

1 この規程は、平成15年10月20日から施行する。

2 協議会の最初の会計年度については、第3条第1項中「年度開始前に」とあるのは「協議会設置後最初に開催する」と読み替えるものとする。

3 協議会の最初の会計年度については、第3条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に始まるものとする。

別表第1(第5条関係)

歳入予算の款項の区分及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|------------|-------|--------|
| 1 分担金及び負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 3 諸収入 | 1 諸収入 | 1 預金利子 |
| | | 2 雑入 |

別表第2(第5条関係)

歳出予算の款項の区分及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|--------|--------|--------|
| 1 協議会費 | 1 協議会費 | 1 協議会費 |
| 2 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |